



第11期は、伊勢まちづくり株式会社にとって単なる事業推進の期間ではなく、当社の存在意義と将来に向けた基盤を確立するための戦略的な一年となりました。この期間の最大の成果は、中心市街地活性化の次なる段階を決定づける重要な局面において、法定まちづくり会社としての中心的役割を十全に果たしたことです。

令和6年度末から始まった第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画の策定を巡る諸会議では、協議会における議論を主導し、内閣府への認定申請に向けた承認を円滑に獲得することに成功しました。また、当社が提案した「ビジネス・移住コミュニティ推進事業」は、伊勢市が実施主体となり新規事業として基本計画に掲載されることになり、認定された場合は令和8年度から共に事業を開始する予定です。

これにより、第3期基本計画の5年間は、当社は協議会の必須構成員として存続する必要性があり、伊勢市や伊勢商工会議所からの事業支援や負担があることは、当社の長期的な事業安定性と持続可能性を確固たるものとする、極めて重要な成果であると考えています。

伊勢市中心市街地活性化基本計画の推進

当社は、伊勢商工会議所、伊勢市、(公社)伊勢市観光協会、民間事業者などで構成される「伊勢市中心市街地活性化協議会」の必須構成団体として、「伊勢市中心市街地活性化基本計画」の実現に向けて各事業を推進しました。

1) 伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業における事務局業務

伊勢市駅前地区の暮らしを豊かにするための生活支援拠点として、まちなか活性化・利便性の向上を目指す伊勢市駅前C地区市街地再開発組合の理事会、及び総会に中心市街地活性化協議会事務局として状況把握のため毎月出席しました。



2) まちなか移住創業促進事業

市外からの移住・UJ ターンを促進するため、伊勢市4課(企画調整課、商工労政課、住宅政策課、都市計画課)、及び伊勢商工会議所と「移住創業促進会議」を月1回の頻度で実施しました。同会議における協議内容は以下のとおりです。

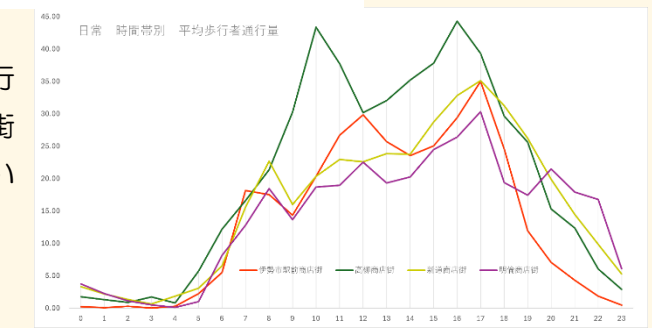
- ・三重県主催の大都市圏での相談会・説明会へのエントリー調整
- ・空き家バンク制度、空き家に関する補助制度等の調整
- ・市内企業インターンを促すための事業、補助制度等の調整
- ・産官学連携事業に関するシビックプライド醸成事業の調整
- ・創業・移転促進補助金制度の情報交換
- ・地域おこし協力隊制度の情報交換

3) 商店街等振興対策事業

商店街活性化のため、伊勢市との協定により実施する「商業まちづくり補助金」の窓口となり、冬の恒例となったしんみちイルミネーションプロムナードを企画した新道商店街、立命館大学と共に山田エリアの飲食店を紹介したマップを制作した伊勢市商店街連合会、八朔参宮時に外宮さんちびっこ博士グランプリと竹あかりの

献灯を企画した外宮参道発展会の合計3件を支援しました。

また、「商店街等歩行者通行量調査」では、365日24時間AIカメラを活用することで、イベントのみならず日常の歩行者を数量的に比較する材料としてデータを蓄積することができました。同事業では現在、外宮参道、伊勢市駅前、新道、高柳の4商店街で計測しています。通行量データはホームページで公開し、伊勢市中心市街地活性化基本計画や今後の商店街活性化施策立案等の基礎資料、商店街各個店では日々の状況把握などに活用されています。第11期では令和7年と令和8年を比較し、新道商店街での朝の通行量の増加、高柳商店街の夜店における通行量の増加、及び昼間の通行量の減少、外宮参道での通行量の減少、伊勢市駅前商店街の夜間通行量の増加などが分析の結果、明らかになっています。



4) 商店街空き店舗対策支援事業

中心市街地商店街等の空き店舗率の増加に歯止めをかけ、新規店舗誘致による魅力向上により来街者の増加を図るため、当社は伊勢市との協定によって実施する中心市街地商店街等空き店舗対策支援の「空き店舗促進事業補助金」の窓口となっています。同事業では空き店舗への入店を希望する経営者に一定期間、改装費、家賃の一部を補助したほか、商店街の『空き店舗はあるが、住居兼店舗の場合においては所有者が店舗として賃貸する意思を持っていない。または物件として他人に貸せる状態にない』などの課題を解決するため、「貸せる空き店舗の創出」に向けた補助金の制度改正を行い、空き店舗の所有者が行った改装費の一部を補助しています。

支援団体は、伊勢銀座新道商店街振興組合2件、外宮参道発展会1件、高柳商店街振興組合2件、伊勢市駅前商店街振興組合1件、の4団体6件(業種：飲食業3件、小売業1件、サービス業2件)となりました。

5) 皇學館大学地域連携事業

伊勢商工会議所より「皇學館大学地域連携業務」を受託し、皇學館大学内の活動団体にアドバイザー出席し、学生が主体となる活動を中心市街地活性化に関連付けて支援を行いました。活動団体は以下のとおりです。

・地域社会研究会

現代日本社会学部の学生を対象に「地域課題を実際に自分たちの目で見て行動を起こす」ことを目標に活動を行っている団体です。平成23年に活動を開始しており、令和7年度で14年目の活動となります。

活動内容は、商品開発、「宇治山田の和紅茶」の販売活動、地域団体との連携、他大学との交流となっています。宇治山田の和紅茶販売は、主に伊勢河崎商人館「伊勢のだいでこ市」に出店しており、NPO法人伊勢河崎まちづくり衆との連携は継続されています。

昨年度には、まちづくりに取り組む大学が集まる「全国まちづくりカレッジ2024in伊勢」が皇學館大学で開催され、当研究会が実行委員会の主体となりました。弊社は、フィールドワークの内容及びワークショップの設計の支援を行いました。

6) まちなか案内事業

(1) お伊勢さん観光案内人

お伊勢さん観光案内人は、伊勢商工会議所での研修を受け、登録された者が案内人として全国から訪れる神宮参拝客を案内しています。「お伊勢さん観光案内人」事業では、会議所から事業の一部受託して全国に発信し、神宮を訪れる参拝客に確かな知識でその魅力を伝え、伊勢へのリピート率増加を促進することで地域経済の振興を図っています。

第11期は御遷宮に向けて需要の増加と、デジタル化など社会情勢の変化に対応するため、主催である伊勢商工会議所と協議を重ね、新システムの導入による事務効率化等の業務態勢を見直しました。

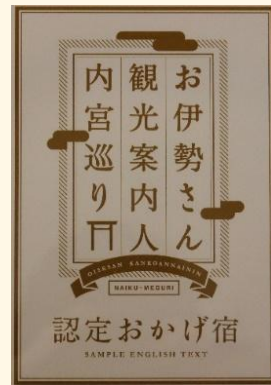


(2) おかげ宿

お伊勢さん観光案内人を地域宿泊施設の集客ツールの1つとして活用していただくことを目的として、伊勢市内を中心とした8宿泊施設の宿泊客を対象として毎日お伊勢さん観光案内人による内宮定時案内サービスを提供しています。

第11期は、各宿泊施設から1,206名が参加されました。

※おかげ宿は、登録施設から毎月定額の利用料を納めていただくことで、宿泊者を対象に無料内宮定時案内（10:00、11:30、13:30の3回/日、案内時間45分/回）を提供しています。



(3) JTB 定時案内

お伊勢さん観光案内人を JTB の集客ツールの1つとして活用していただくことを目的として、JTB 会員を対象として毎日1回お伊勢さん観光案内人による内宮定時案内サービスを提供しています。

第11期は、441名が参加されました。

(4) お伊勢さんまち歩きチケット

当社が地域の観光プラットフォームとなって、主に観光客向けとして外宮・内宮周辺の魅力ある店舗を取りまとめた「お伊勢さんまち歩きチケット」を企画し、クーポン3枚綴り1セット1,000円で販売しました。販売には伊勢志摩観光型 MaaS を推進する（公社）伊勢志摩観光コンベンションと近鉄グループホールディングス（株）が提供しているデジタルサービス「ぶらりすと」を使用し、近鉄グループホールディングス（株）の協力を得て広告宣伝に努めています。

7) 地域資源を活用した商品開発事業

平成30年より、市内9社により外宮に着想を得た共通のロゴを用いた「伊勢外宮参宮みやげ」をプロデュースし、商品15商品を外宮参道「伊勢菊一」にて販売していましたが、原材料費の高騰等の諸事情によって継続販売できる事業所が減少したため、令和7年8月をもって事業を終了しました。

8) 河崎まちなみ魅力創出事業における事務局業務

空町家・空蔵の活用促進として河崎に分散型ホテル事業が誕生し、伊勢河崎まちづくり（株）の例会に中心市街地活性化協議会事務局として出席して河崎の街なか再生における助言などを行いました。



9) 伊勢市駅前商店街活性化事業における事務局業務

商店街組合の既存ビジョン・プランの更新、市街地再開発事業の事業者との連携を継続し、伊勢市駅前の新たなにぎわいの創出を図ろうとする組合活動と商店街地区活性化のため、まちなかウォークラブル推進事業などの各会議に中心市街地活性化事務局として出席しました。



10) 繋ぐ高柳希望の風事業における事務局業務

令和8年度に計画されている高柳商店街のまちなかウォークラブル推進事業などの各会議に中心市街地活性化事務局として出席して補助金などの活用についての助言などを行いました。

※まちなかウォークラブル推進事業とは、都市機能の強化・にぎわいの創出により、駅周辺の活性化を図るため、商店街等において、道路空間へのパークレット整備や民地と一体的な公園の再整備の実施し、ウォークラブルな空間を創出する事業。

11) その他

旧 DMO としての経験値を持つことから、伊勢市の観光地域づくりを目指し DMO に登録された伊勢市観光協会の企画する DMO 会議に毎月アドバイザーとして出席し、事業計画等に対して助言などを行いました。

※DMO（観光地域づくり法人）とは、観光地域づくりの舵取り役となる組織の名称であり、地域の「稼ぐ力」を引き出すと共に「観光地経営」の視点に立った調整機関。

当社は中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化協議会の必須構成員として位置づけられています。この法的・制度的な役割は、単なる民間事業者の枠を超え、公的使命を担うパートナーとしての当社の存在意義を明確にしています。第2期基本計画と第3期基本計画の節目において、この役割を最大限に活用し、行政、民間事業者など多様な利害関係者の意見を調整・統合する中核機能を担ったことは、当社の経営基盤を強固にするだけでなく、伊勢市全体の未来を築く礎を築いたものと言えます。

また、伊勢市中心市街地活性化基本計画の継続に伴う当社の財政基盤の確立は、計画の実現に向けた長期的なコミットメントを可能にし、中心市街地活性化法に基づくまちづくり会社という公的役割と市等との強力な連携は、当社が単なる一企業ではなく、地域の持続可能な発展を支える公的なインフラに近い存在であることを意味します。

当社は今後も地域の中核的プレイヤーとして、伊勢のまちの発展に貢献し続けるとともに、第12期以降は伊勢市の中心市街地がより多くの人々にとって魅力的な「目的地」となるよう事業を推進してまいります。